平成２７年（フ）第６７４号
広島市中区広瀬北町４番18―301号
破産者　多田多鶴子
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１１号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字西勝地12番地５
破産者　後藤　久惠
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３９号
鹿児島県鹿児島市武２丁目37番13号（新村アパート101号）
破産者　久留　健志
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７３号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目10番23号
破産者　田多園美継
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３８２号
岩手県八幡平市松尾寄木第１地割505番地127、開始決定時の住所盛岡市本町通１丁目６番33号
破産者　小田島節子
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１６号
秋田県能代市二ツ井町荷上場字町館279番地１、開始決定時の住所秋田県能代市二ツ井町字三千苅63番地１
破産者　成田サダ子
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１７号
秋田県能代市二ツ井町荷上場字町館279番地１、開始決定時の住所秋田県能代市二ツ井町字三千苅63番地１
破産者　成田　真一
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第６０号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目15番１―507号
破産者　千田　眞一
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目15番１―507号
破産者　千田登三江
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９９号
横浜市旭区本村町27番地１　プチハウス202号
破産者　久保田正行
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６０号
静岡県伊東市富戸920番地の27　20次36
破産者　川崎　俊朗
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８９号
横浜市港北区篠原東３―４―５　コーポイケダ203、住民票上の住所横浜市神奈川区菅田町1741番地　アリアステージ402号
破産者　岩本浩吉こと　李　　浩吉
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５号
京都市右京区京北下熊田町東旦32番地
破産者　渡邊　　秩
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
京都市右京区京北下熊田町東旦32番地
破産者　渡邊　好美
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３２０号
奈良県生駒市西旭ケ丘11番12号、前住所奈良市帝塚山西１丁目19番10号
破産者　高橋　秀幸
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６９号
岡山県倉敷市玉島爪崎933番地１　ウインディア玉島Ｂ101、開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島八島393番地２
破産者　田邉　**廣**厚
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
岡山県倉敷市南畝５丁目１番６―５号
破産者　髙月　典子（旧姓能口）
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
愛媛県今治市波方町小部甲175番地
破産者　鎌田　誠吾
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部